

市民相談(1月分)

1月1日(金・祝)～3日(日)、祝日、休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

▼同一内容の相談は原則1回

▼場 市役所1階市民相談室101・102

▼問 広報広聴課

▼TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予

(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00～16:30

▼司法書士※予

(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00～15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予

(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00～15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

▼税理士※予

(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00～16:00

行政書士相談・・・1月の実施はありません。次回は2月2日(火)です。

▼行政書士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00～16:00

不動産一般相談・・・1月の実施はありません。次回は2月2日(火)です。

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00～16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日の時は翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに

第4火曜日10:00～12:00

国税庁ホームページ「タックスアンサー」



門真税務署からのお知らせ

確定申告に関する一般的な質問は「電話相談センター」や「国税庁ホームページ(タックスアンサー)」で解決! 門真税務署(06・6909・0181)↓自動音声案内にしたがって「1」を選択↓「電話相談センター」へつながります。 また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」も利用してください。 なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、2月以降税務署内で対面による一般的な内容の税務相談は原則行いません。

確定申告書の作成・相談
▽2月16日(火)より前に希望する人
1月22日(金)までは事前予約が必要です。
門真税務署(06・6909・0181)↓自動音声案内にしたがって「2」を選択↓「所得税の確定申告の相談予約」の旨を伝えてください。
なお、相談当日に、源泉徴収票など

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」



パソコンやスマートフォンで確定申告ができます!
給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人などは、スマートフォン専用画面を利用できます。
ぜひ国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。

必要書類を持参されない場合には相談できません。
場 門真税務署庁舎内
▽2月16日(火)以降に希望する人
時 2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く)
受付は午後4時まで。混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。
2月21日(日)および2月28日(日)は開設しません。
場 守口門真商工会館(門真市殿島6-4)
注 来署の際はマスクを着用してください(マスクを着用していない場合、入場をお断りする場合があります)。また、会場内に筆記用具などは用意していませんので、ボールペンや計算器具などを持参してください。
問 門真税務署
TEL 06・6909・0181

介護保険料債権回収特別チーム

くすのき広域連合守口支所内では、介護保険料債権回収特別チームが介護保険料の徴収強化に取り組んでいます。65歳以上の人は、お住まいの自治体保険者(当市の場合は「くすのき広域連合」)へ介護保険料の納付義務が課されます。市民の皆さんの公平性・公正性の確保の観点から、必ず納付してください。
問 くすのき広域連合守口支所債権回収特別チーム
TEL 06・6992・2015

償却資産(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができ資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に償却資産を所有している人は、令和3年1月1日現在の償却資産の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。2月1日(月)までに申告書を提出してください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

ご存じですか 固定資産税・都市計画税の納税通知書の再発行

納税通知書は、納税通知書の名宛て人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。

すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を発行すると、納税義務者に2回賦課処分を行ったことになってしまうため、再発行できません。納税通知書の紛失などで、課税内容を再度確認したいときは、名寄せ帳の写しを交付(有料)してありますので利用してください。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。

また、納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売など行うこととなります。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852～1854

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたたり、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いします。
問 保険課
TEL 06・6992・1545

保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間がはぶけ、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。

市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

申請手続きに必要なもの

▽預貯金通帳またはキャッシュカード
▽届け出印
▽被保険者証

市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いできない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。ただか問い合わせください。

問 保険収納課
TEL 06・6992・1537～1538

国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁

保険課・保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料の減免相談については郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。
平日夜間 1月18日(月)・19日(火)・21日(木)・22日(金)いずれも17:30～20:00
休日 1月24日(日)9:00～13:00
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
場 問 保険課 TEL 06-6992-1545 **場** 問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538